

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により綾川町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業 ため池工事 こうじや池地区）を行うことについて令和 8 年 7 月 30 日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 20 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

綾川町長 前田 武俊